

令和2年7月20日

丹波山村長 岡部 岳志 様

丹波山村新庁舎建設計画設計施工者選定
プロポーザル審査委員会 委員長 佐藤 淳哉

丹波山村役場新庁舎建設計画設計施工者選定プロポーザル審査員申書

丹波山村役場新庁舎整備公募型プロポーザルにおいて、プロポーザル審査委員会は応募者からの提案を厳正に審査し、以下の審査結果を得たので具申します。

1 事業名

丹波山村役場新庁舎建設計画

2 審査結果

審査の結果、審査委員会は以下の通り選定した。

最優秀提案者:

記号 E 太陽工業・橋本尚樹建築設計事務所 得点 176.0

次点提案者:

記号 I 芙蓉建設・光井純アンドアソシエーツ建築設計事務所 得点 172.9

応募各社の採点結果詳細は以下の通り

応募者記号		A	B	C	D	E 最優秀	F	G	H	I 次点
得点	220 点満点	164.6	169.4	144.9	164.8	176.0	152.9	157.6	125.4	172.9

3 審査講評

僻地の小さな村の新庁舎建設にかかわる公募型デザインビルド方式の本プロポーザルは、村にとって大きな投資であるだけでなく、村の未来を賭ける大きな事業であり、村の大いなる熱意をもって実施された。

僻地の庁舎工事ゆえに生じる資機材・労務の調達ハンデキャップをスケールの的に吸収し得ない庁舎としては最も小規模レベルの工事であるという計画特性、さらに新型コロナウイルス感染症拡大対策に向けた緊急事態宣言化でのプロポーザルという困難な状況下にもかかわらず、村の熱意を受け最終的に9者から応募があった。応募各社には、物流、交通の障害下で要項書、要求水準書、基本計画を丁寧に読み解いただけでなく、丹波山村の置かれている環境や背景にまで踏み込んだ真摯で高度な提案を短期間にまとめていただいたことに、深く感謝したい。

本事業は1000㎡強の村役場という普通に考えれば決して難易度の高くない計画規模だが、敷地の特性、省エネルギー等の要求性能、未来への発展性という村の課題が相まって、最適な解答が一つに収れんしない予想外に難しいプロポーザルとなった。また、国交省が進める多様な入札契約方式を活用したデザインビルド方式による発注ということもあり、設計者、施工者の得意分野を生かした提案が求められた。

以上のような背景から9者の提案は、各者どこに比重を置くかという視点の違いにより、きわめてバラエティ豊かなものとなった。そこで、全社から直に考えをヒアリングしたいと考え、提案書による書類審査点数上位者だけでなく、全9者にヒアリングを実施することとなった。ヒアリング時の説明と質疑の応答は、形式的なものではなく、熱の入った時に討論のような様相を呈した真摯なものでやり取りがなされ、村民および村職員からなる審査委員全員で各社の情熱を受け止める機会を得られたと考える。

書類審査・ヒアリングを通して、EグループとIグループからは、村の課題の理解と解決という点で、頭ひとつ抜け出た提案をいただいた。

次点となったIグループの提案書には、要求性能の充足の方法や村のニーズへの万遍ない対応が記載されており、設計施工者の高い力量が伺えた。また、内装デザインの提案も具体的で説得力と魅力あふれるものとなっていた。一方で、村の中心となる施設としては周囲に溶け込みすぎており、アイデンティティに乏しい点が指摘された。また、現時点で提示コストが予算を大幅に超過しており、今後、予算内にコストを縮減していく必要があったが、提案された縮減案実行の過程で提案上の魅力となっているポイントへの変更が避けられないのではないかという懸念があった。

最優秀となったEグループの提案は、独創性に富み、庁舎としては野心的な提案である。丹波山村が求める未来に向けたむらづくりの拠点となる庁舎にふさわしい計画である点には、審査員一同が同意した。一方で、特殊な施工計画が求められることや、詳細の仕様について今後への積み残しも多くあるように思われた。また、設計施工者任せにするのではなく、村も一体となって検討する必要のある課題も見受けられたが、今回CMrの支援が得られること、施工者の設計者への支援体制が確立されていることを踏まえ、それらの課題に対処していくことが十分可能であると認められた。

以上から、Eグループの提案を最優秀案として村に具申するものである。

4 業者の選定方式

公募型プロポーザル

(設計・施工一括 (デザインビルド) 方式を前提とした設計・施工者選定)

5 業務内容

丹波山村役場新庁舎建設にかかわる以下の業務

- ア 共通業務
- イ 設計業務
- ウ 工事監理業務
- エ その他関連業務

6 審査項目および配点

審査項目	配点	備考
a. 価格審査	20	
b. 実績審査	30	
c. 技術提案審査	150	施設計画に関する事項 施工計画に関する事項
d. ヒアリング時資質審査	20	
計	220	

7 プロポーザル日程

日程	内容
令和2年4月17日(金)	実施要領等の公告
令和2年4月21日(火)	実施要領等に関する質問の提出期限
令和2年4月24日(金)	実施要領等に関する質問への回答
令和2年5月8日(金)	一次審査(参加資格審査)書類提出期限
令和2年5月12日(火)	一次審査結果の通知 追加要求水準書等の提示
令和2年5月20日	追加要求水準書等に関する質問の提出期限
令和2年5月27日	追加要求水準書等に関する質問への回答
令和2年7月1日(水)	二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査)書類の提出期限
令和2年7月3日(金)	ヒアリング実施者への通知
令和2年7月9日(木)	ヒアリングの実施および審査
令和2年7月10日(金)	於: 丹波山村交流促進センター 研修室

令和2年7月13日(月)～ 令和2年7月16日(木)	上位者に対する追加ヒアリング(書面にて)の実施
令和2年7月17日(金)	最終審査

8 審査委員

プロポーザル審査委員会

- 審査委員長 佐藤 淳哉 長岡造形大学准教授
- 審査副委員長 原島 秀明 副村長
- 嶋崎 竜馬 村民代表委員
- 岡部 英子 村民代表委員
- 木下 喜人 総務課長

ヒアリング陪席者

- 丹波山村 芦澤 将一郎 振興課長
- 長谷川 達弥 住民生活課長
- 中村 達也 新庁舎建設室
- 山下PMC 高木 啓司 司会
- 長井 佐千子 記録

9 実施に関する備考

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大対策への対応のため、直接接機会を極力回避する目的で、現説等は実施せず、要項類はデータのダウンロード配布とした。
- ② 2次審査資料の提出期限について、緊急事態宣言発令後の状況への対応のために、当初スケジュールから変更した。
- ③ 現説等による説明機会が不足していることを受けて、当初予定していなかった追加要求水準書等に関する質問を受け付けることとした。
- ④ ヒアリングの実施については、当初は上位3者のみの実施を予定していたが二次審査提出書類を提出した全9者に対して実施した。

これは、一次審査結果、および二次審査書類を検討した結果、応募全社との対面でのコミュニケーション機会を得たという丹波山村からの要望を受けた結果によるものである。

10 審査の経緯

(1) 一次審査

- ・10者（グループ）からの応募があり、資格審査の結果、全社が通過した。

(2) 二次審査

- ・二次審査書類前に、1者より辞退の申し出があり二次審査には9者から書類提出があった。

(3) 価格審査

- ・提出された見積書をCMRにて確認し、優先交渉権者決定基準に示す計算式により採点した。

(4) 実績審査

- ・提出された提案書をCMRにて確認し、優先交渉権者決定基準に示す計算式により採点した。

(5) 技術提案審査

- ・提出された技術提案書にAからIの記号を振り、匿名とした上で、優先交渉権者決定基準に示す採点基準に基づき施設計画、施工計画のそれぞれに対し採点を行うと同時に、採点根拠をまとめた。
- ・技術的観点から、実施不可能、または実施が極めて困難な提案はなかったと判断された。

(6) ヒアリングの実施

- ・ヒアリング実施に先立ち、審査委員に対し審査委員長から審査方法についてガイダンスを行った。
- ・続いてCMRより、価格審査、実績審査、技術提案審査の結果を審査委員に報告、説明した。
- ・審査委員に対しては、委員長、村職員委員も含め、説明段階からすべて厳重に匿名として審査を行った。

(7) ヒアリング時資質審査

- ・応募した全9者のヒアリング後、ヒアリング時資質審査採点表に採点基準に従って点数を記入、5名の審査員の点数の平均点をヒアリング時資質審査得点として全体集計を行った。

(8) 審査員審査

- ・全体集計の結果を受けて第一優先交渉権者候補者を決定するにあたり、確認しておくべき項目があるとして、得点上位2社に対し追加質疑を行ったのちに決めることとなり、CMRが取りまとめを行った。
- ・専門技術的な内容となることから、追加質疑の評価は審査委員長に一任することとした。

(9) 優先交渉権者の答申

- ・追加質疑の確認後、ヒアリング時全体集計による審査得点に沿って最優秀提案者および次点提案者を選定し、村長に具申する優先交渉権者候補とした。